

(別紙)

## 「近未来技術実証特区におけるプロジェクト」の募集に係る提案

【募集期間】平成27年1月15日(木)から2月13日(金)(必着)

### 【留意事項】

○いただいたご提案については、HPIにて公表する予定ですが、ご提案内容について、非公表を希望される方は、i.kokkatoc@cas.go.jpへその旨メールにてお知らせください。

○参考資料がある場合は、本提案用紙とは別ファイルでご提出ください。なお、ファイル名は、「提案者名、提案名(参考資料)」としてください。

### 【回答者情報】

- 団体・所属名： 福島県
- 提案者氏名： 企画調整部企画調整課長 菅原晋也  
商工労働部産業創出課長 林 千鶴雄
- 電話番号： 024-521-7104
- メールアドレス：

【① 提案者の氏名又は団体名(回答必須)】  福島県
【② 提案者の住所・所在(回答必須)】  福島県福島市杉妻町2番16号
【③ 提案名(回答必須)】  福島県浜通りロボット実証区域実現プロジェクト
【④ プロジェクトの実施場所(回答必須)】  福島県浜通り市町村内の橋、トンネル、ダム、市街地等 (いわき市、相馬市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村) ※ 具体的な実施場所については、市町村と協議の上決定するものとする。

【⑤ 具体的なプロジェクトの内容（回答必須）】

平成27年1月23日、政府の「ロボット新戦略」において「フィールドロボットを中心とした実用化の動きを加速化するため、新たな実証フィールドとして、福島県に「福島浜通りロボット実証区域」（仮称）を設け、陸上・水中・空中のあらゆる分野におけるロボット開発の集積拠点とする」と明記された。

総理からも、「このロボット新戦略に基づいて、日本を世界最先端のロボットショーケース化する。その第一歩として、福島県に新たなロボット実証フィールドを設け、日本全国からロボット開発に挑戦する方々を募り、世界に誇る次世代ロボットの実証拠点とする」との発言があった。

また、福島イノベーション・コースト構想（平成26年6月23日報告書取りまとめ、同24日「骨太の方針2014」に記載）に基づき、平成26年11月から経済産業省及び内閣府主催の「ロボット研究・実証拠点整備等に関する検討会」が開催され、福島浜通りロボット・テストフィールドの検討が進められている。

福島県においては、「福島ロボットバレー」の実現に向け取り組むことを方針として決定し、平成26年度から「災害対応等ロボット産業集積支援事業」を展開、10テーマ・延べ22企業が災害対応ロボットの研究開発を推進するとともに、ロボット関連企業を誘致して技術基盤及び産業基盤整備に取り組んでいる。

国でも、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構等と連携し、平成26年度予算で経産省「インフラ維持管理・更新等の社会課題対応システム開発」、内閣府SIP「インフラ維持管理・更新・マネジメント技術」及び内閣府ImPACT「タフ・ロボティクス・チャレンジ」などのロボット研究開発が事業化されている。

このような取り組みが加速している一方で、ロボット開発に必要となる安全でかつ常時利用可能なテストフィールドは国内に整備されていないのが現状である。

本プロジェクトは、前記の各ロボット研究開発プロジェクトを含め、福島県浜通りにおけるロボットの実証実験、試験評価、訓練などを可能とするために必要となる規制緩和措置を講ずることを提案するものである。

〈福島県浜通りロボット実証区域（仮称）の活用が想定されるロボットの例〉

【陸上ロボット】磁石走行型ロボット

【航空ロボット】マルチコプター型ロボット

【遠隔操縦ロボット】災害対策用遠隔操作ロボット

【⑥ ⑤のプロジェクトを不可能又は困難とさせている根拠法令等（回答必須）】

※〇〇法第〇〇条等

A：【陸上ロボット】

道路交通法第77条第1項（道路の使用の許可）

B：【航空ロボット】

航空法第99条の2（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

航空法施行規則第209条の3及び第209条の4（飛行に影響を及ぼすおそれのある行為）

C：【遠隔操縦ロボット】

電波法第4条各号（無線局の開設）

電波法施行規則第6条各号（免許を要しない無線局）

【⑦ ⑤のプロジェクトの実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容（回答必須）】※⑥による現行制度がどのように障害となっているか具体的に記載してください。

A 道路交通法第77条第1項により、道路の使用についてはその都度、許可申請が必要であるが、ロボットの稼動状況、気象条件等で道路使用申請の内容について頻繁な変更が想定されるため、円滑な事業の推進が困難となる。

B 航空法第99条の2及び航空法施行規則第209条の3及び第209条の4により航空ロボットは飛行に影響を及ぼすおそれのある行為として扱われ、首都直下型地震等での運用を想定した高度600mまでの空域は使用の都度、許可申請又は通報が必要であるが、安全性を評価する試験等は長期間に渡る空域使用が必要であるとともにロボットの稼動状況、気象条件等で空域使用申請の内容について頻繁な変更が想定されるため、円滑な事業の推進が困難となる。

C 電波法第4条及び同法施行規則第6条により、免許を要しない小電力無線局の空中線電力（送信出力）が制限されており、ロボットの行動半径及び行動の安定が大幅に制限されている。災害時等の人命救助支援等には非常通信として空中線電力（送信出力）の引き上げが可能となっているが、ロボットの研究開発段階から空中線電力（送信出力）上限を引き上げた状態で使用できるフィールド環境が存在しないため、実証実験、試験評価、訓練等の実施が困難である。

【⑧ ⑥及び⑦に対する規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容（回答必須）】※⑥の規制等の廃止だけではなく、規制等の内容を具体的な変更や新しい規制・制度の提案等について、できるだけ具体的な内容を記載してください。

A 特区内の特定の道路、地域等において陸上ロボットの移動等を伴う実証実験等を実施する際、道路使用許可の手続を円滑化するために、包括的（例えば通年）な道路使用許可とし、道路使用の都度、届出で済むよう手続きの変更を希望する。

B 特区内の特定の空域を常時使用可能とするために包括的（例えば通年）な空域使用の許可を希望する。これに伴い、航空法99条及び同施行規則209条の2に基づく航空局への航空情報提出を飛行の都度提供（日々）から一定期間の空域使用計画及び使用報告の提出とすることを希望する。また、この空域は長期間使用を想定しているため、その都度のNOTAM発行ではなく「航空路誌補足版（AIP Supplements）」での発行を希望する。

C 災害時等にロボットによる情報収集、人命救助支援等を確実に実施するために、非常通信を適用するロボットの試験評価に対して、特区内の特定の地域においてのみ他の電波利用者への影響がないことを確認した上で免許を要しない小電力無線局等の空中線電力（送信出力）の変更による引き上げを希望する。

【⑨ ⑧を措置した場合に想定される経済的社会的効果（回答必須）】

これまで法規制の壁によって国内では困難であった実証実験が実現可能となることで、新たなロボット技術開発が促進、福島県浜通りへの新たな産業創出拠点が整備され、原子力災害からの復興が加速。

また、米国にも整備されていない陸上・水中・空中のあらゆる分野におけるロボット開発の集積拠点整備による「ロボットによる産業革命」の世界へ向けた発信が可能となる、。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック大会までに、福島の帰還困難区域等におけるロボットを用いた復興事業が開始、ものづくり、サービス、介護・医療、インフラ・災害対応・建設、農林水産業・食品産業等でロボットの利活用が推進され、オリンピックに向けたロボットのショーケース化が実現。

以上のとおり、福島から日本の「ロボット革命」に貢献し、ロボット新戦略を実現する。